

財務省告示第三百五十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十六年七月三十日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三十八
回）
二 発行の根拠 平成十六年度における財政運営
のたための公債の発行の特例等に
関する法律（平成十六年法律第
二十二号）第二条第一項及び財
政融資資金特別会計法（昭和二
十六年法律第一百一号）第十一
条

三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替

四 発行方法
機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、価格競争入札におい
て定められた利率をその利率と
し、価格競争入札において募入
の決定を受けられた各申込みの
価格を募入額に各申込みの募
入価格を募入額により加重平均
して得られる価格をその発行（以
下「競争入札発行」という。）
非競争入札発行」という。）

五 募入決定の

九	八	七			口	口	六			イ	イ	イ	
		口	イ	イ			イ	口	イ				イ
振替単位	額	最	札	非	入	札	非	入	札	非	入	札	
替	額	低	発	競	札	発	競	札	発	競	札	発	
単	面	額	行	争	行	行	争	行	行	争	行	行	
位	金	金	入	入	行	入	入	行	争	額	入	行	
額	の	五	千	百	七	一	千	い	に	関	の	平	
の	記	万	九	八	十	兆	七	て	基	す	た	成	
整	載	円	百	十	六	九	百	、	づ	る	め	十	
数	又	円	九	億	万	千	万	額	き	法	の	六	
倍	は	円	三	億	円	八	円	面	発	律	公	年	
の	記	円	千	四	百	十	億	金	行	第	債	に	
金	録	は	七	十	三	億	億	で	た	二	の	お	
額	は	よ	百	九	九	千	八	百	利	条	第	一	
に	、	る	九	十	九	千	十	八	付	一	の	財	
よ	最	振	九	九	千	二	八	十	国	債	に	政	
も	額	替	万	万	四	百	億	億	債	に	規	運	
の	面	口	四	百	百	億	八	億	に	定	定	営	
と	金	簿							つ				
額	の	振	五	千	百	七	一	千	い	に	関	の	平
の	記	替	万	九	八	十	兆	七	て	基	す	た	成
整	載	法	円	百	十	六	九	百	、	づ	る	め	十
数	又	の	円	九	億	万	千	万	額	き	法	の	六
倍	は	規	円	三	億	円	八	円	面	発	律	公	年
の	記	定	円	千	四	百	十	億	金	行	第	債	に
金	録	に	は	七	十	三	億	億	で	た	二	の	お
額	は	よ	百	九	九	千	二	八	百	利	条	第	一
に	、	る	九	十	九	千	二	八	付	一	の	財	
よ	最	振	万	万	四	百	億	億	国	債	に	政	
も	額	替	四	百	百	億	八	億	債	に	規	運	
の	面	口							に	定	定	営	
と	金	簿							つ				

下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五			
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後第二期子以		
平成十六年七月三十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十一年六月二十日	る利息を支払う。	いて、その日以前六月間に属す	日を支払期とし、各支払期にお	毎年六月二十日及び十二月二十